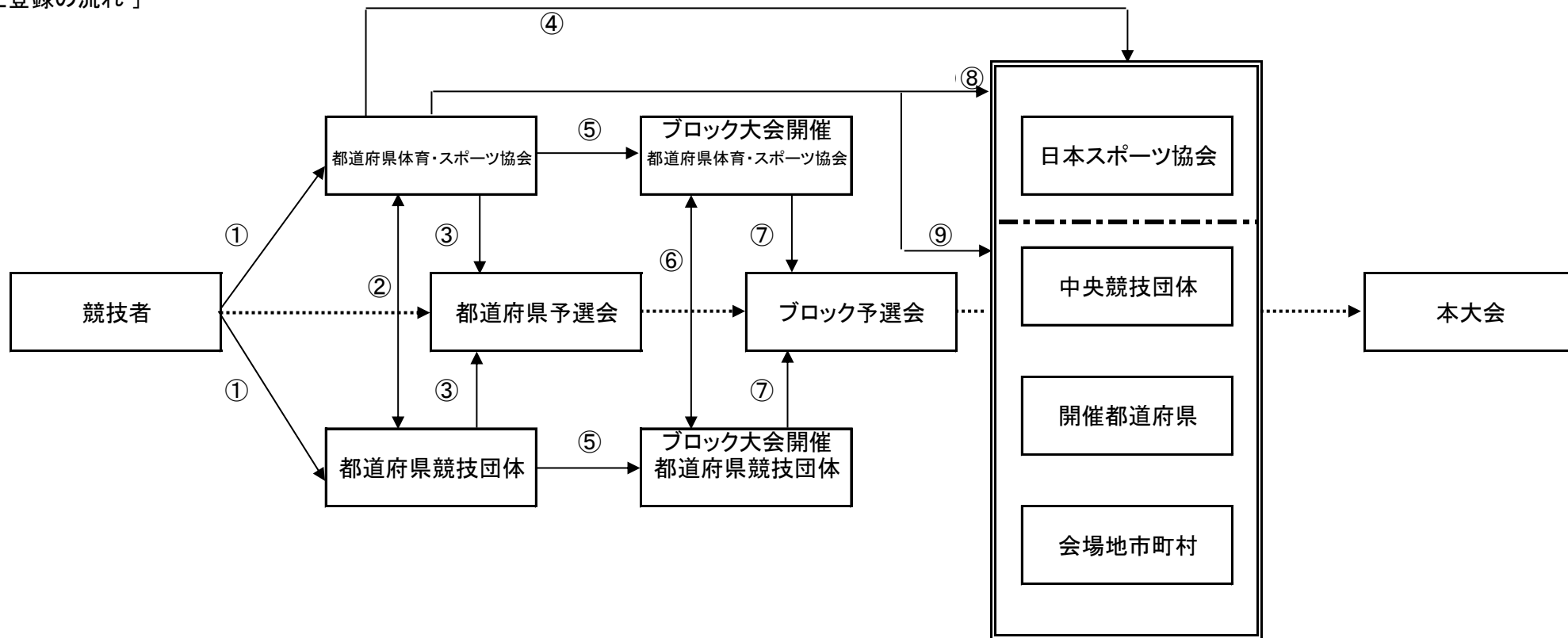


[ふるさと登録の流れ]



[説明]

- ①「ふるさと選手制度」を利用する競技者は、別に定める様式1に基づき、指定された期日までに当該のふるさと都道府県体育・スポーツ協会及びふるさと都道府県競技団体に届け出る。
- ②都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は提出されたふるさと選手の内容を確認した上で、その情報を共有する。
- ③都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、都道府県予選会を開催する。
- ④都道府県体育・スポーツ協会は、提出された「ふるさと登録届」を様式2にとりまとめの上、様式1の「ふるさと登録届」の写しと併せて日本スポーツ協会に送付する。
- ⑤都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、必要に応じ、ブロック大会開催都道府県及び同都道府県競技団体に、それぞれ「ふるさと選手」の情報を提供する。
- ⑥ブロック大会開催都道府県体育・スポーツ協会及びブロック大会開催都道府県競技団体は、「ふるさと選手」の情報を共有する。
- ⑦ブロック大会開催都道府県体育・スポーツ協会及びブロック大会開催都道府県競技団体は、ブロック予選会を開催する。
- ⑧都道府県体育・スポーツ協会は、本大会出場選手のうち「ふるさと登録による出場選手」を様式2を活用しとりまとめの上、参加申込書提出締切り期日までに日本スポーツ協会に提出する。
- ⑨都道府県体育・スポーツ協会は、参加申込書にある項目にデータを記載の上、その参加申込書を提出する。